

令和6年度第1回富津市都市計画審議会 会議録

1	会議の名称	令和6年度第1回富津市都市計画審議会
2	開催日時	令和6年8月7日(水) 午後1時58分～午後2時53分
3	開催場所	富津市役所4階 401会議室
4	審議等事項	(1) 会長及び職務代理者の選出について (2) 富津都市計画火葬場の変更について(諮問) (3) 富津都市計画生産緑地地区の変更について(諮問) (4) 富津都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地への移行について(諮問) (5) 富津館山線4車線化に伴う都市計画決定等の進捗等について(報告)
5	出席者名	○富津市都市計画審議会委員 粕谷達郎、山田淳一、梅内泉、猪瀬浩、白井義夫、平野寛明 ○市長 高橋恭市 ○説明員 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課班長 篠田健太郎、 都市計画班副主査 和氣優太、 千葉県県土整備部都市整備局道路計画課班長 河原佳武 高速道対策・館山道促進班副主査 岩下厚志、 高速道対策・館山道促進班 安藤洋平 ○事務局 建設経済部長 茂木雅宏、建設経済部次長 棟方雅典、 都市政策課長 牧野常夫、建設政策係長 山田誠、 建設政策係主査 小泉優介、建設政策係主事 嶋野冨、 市民部環境保全課長 錦織和則、環境衛生係長 渡邊善行、 農業委員会事務局庶務係長 平野重樹
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人定員	1人(定員10人)
9	所管課	建設経済部都市政策課建設政策係 電話 0439-80-1317
10	会議録(発言の内容)	別紙のとおり

<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>開会 令和6年8月7日 午後1時58分</p> <p><次第1 開会></p> <p>定刻前ではございますが、皆さんお揃いでございますので、これより令和6年度第1回富津市都市計画審議会を始めます。</p> <p>本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>議事に先立ちまして、会議資料の確認をさせていただきます。資料は事前送付いたしました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 議案第1号資料 一式 ・ 議案第2号資料 一式 ・ 議案第3号資料 一式 ・ 議案第4号資料 一式 ・ 議案第5号資料 一式 <p>なお、議案第5号の資料に差し替えがございます。8ページから11ページまでの両面2枚の差替えでございまして、差し替えの内容は、8ページのタイトル名「富津館山道路の概略設計」が「富津館山道路の都市計画概要(2)」に変更となり、9ページから11ページにつきましても、タイトル名の括弧内の数字が一つずつずれます。タイトル名以外の変更はございません。差し替え文書を本日の席次表とともに席に配付させていただいておりますので、恐れ入りますが差し替えをお願いいたします。</p> <p>資料の確認は以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。</p> <p>続きまして、本日の出席状況を報告いたします。出席委員6名、また、稲村委員、陣野委員、上野委員から欠席のご報告をいただいております。よって、富津市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席となっておりますので、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>続きまして、会議の公開についてご説明いたします。本日の会議は不開示情報が含まれておりませんので、富津市情報公開条例第23条の規定により、会議を公開といたします。なお、本日の傍聴人は1名でございます。</p> <p>最後に、会議録作成の補助といたしまして、会議の録音をさせ</p>
-----------------------	---

<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>ていただきますのでご了承願います。</p> <p><次第2 市長挨拶></p> <p>それでは、次第2といたしまして、高橋市長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>高橋市長</p>	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、第1回となります富津市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様方には、公私とも大変ご多用のところ、委員にご就任いただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。</p> <p>ご案内のとおり、本審議会は、本市における都市計画決定等に関する様々な審議事項につきまして、皆様方からご意見等を賜り、その決定等に実効性を持たせるという大変重要な会議体でございますので、委員の皆様方の活発なご議論をお願い申し上げます。</p> <p>本日の議案でございますが、議案第1号「会長及び職務代理者の選出について」、議案第2号「富津都市計画火葬場の変更について」、議案第3号「富津都市計画生産緑地地区の変更について」、議案第4号「富津都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地への移行について」及び議案第5号「富津館山線4車線化に伴う都市計画決定等の進捗等について」の5議案となっております。</p> <p>後程、事務局から諮問等の内容を説明させていただきますが、議案第2号につきましては、富津聖苑の解体が完了いたしましたので、これに伴い都市施設として位置付けていた火葬場を廃止するものでございます。</p> <p>議案第3号及び4号につきましては、生産緑地の廃止に伴う都市計画の変更の案件と、生産緑地地区の指定期間をさらに10年延長する特定生産緑地の指定に関する案件でございます。</p> <p>議案第5号につきましては、富津館山線4車線化に伴います千葉県による都市計画決定について、市の意見を求められております。本市といたしましては、これまでも、本審議会においても報告していますとおり、本路線の4車線化の必要性を認識しておりますが、市の意見を提出するにあたって、皆様方からも広くご意見を賜りたく議案として上程してございます。</p>

<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>委員の皆様方には、十分ご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。会議冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次第3の議案に入る前に、当審議会の委員の皆様が更新されておりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前のみ発表させていただきたいと思います。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>次に事務局を紹介させていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>なお、後程、議案第5号における、説明補助員といたしまして、千葉県県土整備部の皆様が入室いたしますのでご了承ください。</p> <p><次第3 議案></p> <p>それでは、議事に移りたいと思いますが、本来であれば、富津市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長職を務めることになっておりますが、現在、会長が決まっておりません。会長が選出されるまでの間、茂木建設経済部長を仮議長として議事を進行してまいりたいと存じますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>それでは、茂木部長、議長席に移動をお願いいたします。</p>
<p>茂木部長</p>	<p>会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、次第3の議案に移らせていただきます。</p> <p>「議案第1号 会長及び職務代理者の選出について」を議題といたします。議案についての説明を事務局に求めます。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>はい、議長（挙手）。</p>

茂木部長	牧野都市政策課長。
事務局 (牧野課長)	<p>それでは、議案第1号「会長及び職務代理者の選出について」ご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>富津市都市計画審議会条例第5条第1項に、「審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。」とありますことから第1号委員4名の中から会長の選出をお願いするものであります。</p> <p>また、同条第3項に「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」とありますので、会長から職務代理の方をご指名いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、参考として会長選出に係る選挙の方法ですが、これまでの先例では、指名推薦により会長を選出いただいていることを、申し添えます。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
茂木部長	<p>ただ今、事務局から先例では、指名推薦で選出しているということでありましたが、この選出方法でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
茂木部長	<p>異議ないものと認め、指名推薦を行います。</p> <p>どなたかご推薦お願いします。</p>
梅内委員	はい、議長(挙手)。
茂木部長	梅内委員。
梅内委員	<p>都市計画における建築、開発等の観点に伴う審議が多いことから、千葉県建築士事務所協会君津支部の代表者が適任であると考えますので、山田委員を推薦いたします。</p>
茂木部長	ただいま、山田委員のご推挙がございました。

	<p>ここでお諮りいたします。会長に山田委員を選任することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>茂木部長</p>	<p>異議もないようですので、山田委員を富津市都市計画審議会会長に選任することに決しました。</p> <p>会長が選任されましたので、これで仮議長の職を解かせていただきます。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>それでは、山田会長、議長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いできればと存じます。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>ただ今会長に選任されました、山田でございます。</p> <p>不慣れではございますが、一生懸命議事を進行していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは着席のうえ、議事を進行させていただきます。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>それでは、山田議長、進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>それでは引き続き、議案第1号の職務代理者の指名についてに移ります。富津市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により私から職務代理者を指名させていただきます。粕谷委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確定方法でございますが、富津市情報公開条例施行規則の中の、「あらかじめ指名された委員等による承認」の方法を採用したいと思います。</p> <p>また、その署名委員を私から指名することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、名簿に従いまして第1号委員から梅内委員、第2号委員から平野委員の2名を指名いたしま</p>

<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>す。よろしくお願いいたします それでは議事を進めます。 「議案第2号 富津都市計画火葬場の変更について」を議題といたします。議案についての説明を求めます。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>はい、議長。 牧野都市政策課長。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>それでは、議案第2号「富津都市計画火葬場の変更について」ご説明させていただきます。 資料の1ページをお開きください。 富津都市計画火葬場につきまして、富津聖苑の事業廃止及び解体に伴い都市計画決定を廃止するものであります。 まず、今回の変更に係る経緯・理由につきまして、富津火葬場は、昭和35年から稼働を始め、昭和43年には旧君津郡6町村での共同運営を開始し、昭和46年の市制施行以降は、君津市との共同運営を行ってきました。その後、火葬場の施設及び火葬炉設備の老朽化や利用件数の増加に対応するため平成元年に都市計画決定を行い、平成3年に建替工事に着工、平成5年から「富津聖苑」として操業を開始しました。以降、令和4年までの約30年間にわたり、富津市及び君津市を対象区域として稼働してきたところです。先般、公共施設の広域化・共有化の観点や施設の老朽化等から、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市で覚書を締結の上、4市の共同整備で新設火葬場、きみさらづ聖苑を木更津市に於いて建設することとし、令和4年12月から供用開始されたところであり、これを踏まえ、富津市火葬場は令和5年2月に墓地等経営廃止許可を取得し令和6年2月に解体が完了したことから、富津都市計画火葬場を廃止するものであります。 次に位置図及び都市計画決定をご覧ください。都市計画決定を廃止する都市計画火葬場については、青堀駅から南東に位置しており、火葬場名、位置、面積、火葬炉等については、表に記載のとおりでございます。</p>

	<p>次にスケジュールをご覧ください。今回の都市計画の変更に当たっては、本年5月28日付けで千葉県へ事前協議を行い、6月18日付けで支障ない旨回答がありました。この回答を経て、6月20日から7月4日まで案の概要縦覧を行いました。公述の申出がなかったため、公聴会については中止としております。次に都市計画審議会への諮問に際し、7月16日から7月30日まで法定縦覧を実施したところ意見書の提出はありませんでした。今後は本日の都市計画審議会を経て答申を得ましたら、8月中旬に県へ法定協議を行い、9月下旬に決定変更の告示を行う予定であります。</p> <p>最後に2ページの現況写真をご覧ください。写真①については、敷地入り口から撮影したものでございます。写真②については、敷地内北側から解体した富津聖苑側を撮影したものでございます。写真③については、敷地内南側から解体した富津聖苑側を撮影したものでございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。質疑又はご意見ございますか。</p> <p>はい、議長。</p> <p>猪瀬委員。</p> <p>火葬場を都市計画施設から廃止するというので、ここは多分、市街化調整区域になるかと思いますが、こちらの案件について県との協議の前に、地域等との協議も行っているかと思いますが、その辺も含めて経緯の方を教えてくださいと思います。</p> <p>はい、議長。</p> <p>錦織環境保全課長。</p>
議長 (山田会長)	
猪瀬委員	
議長 (山田会長)	
猪瀬委員	
錦織課長	
議長 (山田会長)	

<p>錦織課長</p>	<p>環境保全課の錦織です。よろしくお願いいたします。</p> <p>現状におきましては、利活用については決まっておりますが、今後、地元の意向を確認した中で、利活用をするのであれば、内容を慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>猪瀬委員。</p>
<p>猪瀬委員</p>	<p>地域との協議もあるということは分かりました。今回、この都市計画で外れてしまうと、この敷地は利用目的がかなり制限されてしまうと思われませんが、今後、市としてどのように考えているのか。地域との協議が必要になるかと思いますが、都市計画火葬場から外れて、市街化区域として残るわけではないと思いますので、今後の使い道等も教えていただければと思います。</p>
<p>錦織課長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>錦織環境保全課長。</p>
<p>錦織課長</p>	<p>委員おっしゃるとおり、跡地は市街化調整区域に該当するため、利活用にあたっては慎重に検討してまいりたいと考えていますが、現状におきまして内容はまだ決まっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(意見等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑もないようでございますので、議案第2号につきまして</p>

<p>(山田会長)</p>	<p>は、「異議なし」として答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でございますので、異議なしと答申することに決しました。答申書の文面等につきましては、会長の私に一任いただく形でよろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、「議案第3号 富津都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。議案についての説明を求めます。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>牧野都市政策課長。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>それでは、議案第3号「富津都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明させていただきます。</p> <p>諮問内容の説明にあたり、まず生産緑地制度の概要についてご説明させていただきます。国土交通省の資料であります資料1をご覧ください。</p> <p>生産緑地とは、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地について、市の都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図るものです。</p> <p>また、固定資産税につきまして、市街化区域内農地は宅地並み課税がされているのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられております。</p> <p>本市における指定状況でございますが、平成4年11月24日に56地区、約12.45ヘクタールを都市計画決定し、その後、数回の</p>

変更等を行い、現在、52 地区、約 12.31 ヘクタールを指定しております。

次に、生産緑地の指定後の手続きの流れでございますが、生産緑地地区として指定された場合、建築等の行為制限及び農地等としての管理が課されることとなりますが、指定後、主たる従事者と呼ばれる従事者の死亡等や指定から 30 年経過した場合に限り、市に対して買取申出を行うことができます。その買取申出の結果、市が買い取る場合には法律の目的に沿った適切な管理が行われます。又は、買い取らない場合には、農林漁業希望者へのあっせんを行い、そのあっせんが不調となった場合に限り、建築等の行為制限が解除となります。ここでようやく、他の用途に活用が可能となり、建築や開発が行われることとなります。併せて、これまでの生産緑地地区としての機能が失われることから、都市計画決定の変更をすることになっております。

それでは、今回の諮問の内容に移らせていただきます。

資料 2 の 1 ページ目をご覧ください。

富津都市計画生産緑地地区の変更につきまして、富津都市計画生産緑地地区中、「26 号 青木第 23 生産緑地地区」の一部につきまして都市計画の変更を行うものでございます。

まず、1. 理由でございますが、生産緑地地区の指定から 30 年が経過したことから、買取申出がなされました。申出を受け、照会の結果、買い取る者が無く、また、あっせんも不調となりました。その結果、行為の制限が解除され生産緑地としての機能が失われたことから今回の都市計画の変更を行うものでございます。

2. 変更内訳総括表をご覧ください。表の左側の「今回の変更に関する区域」でございますが、1 地区についてその面積の一部である約 0.38 ヘクタールを廃止するものであります。右側の「生産緑地の全体の内訳表」でございますが、当該変更に伴い、変更前の 52 地区、約 12.31 ヘクタールから、変更後は地区数に変わりはありませんが合計面積が約 11.93 ヘクタールとなります。

3. 位置図及び都市計画決定につきましては、都市計画図における今回対象の生産緑地に係る位置図でございます。

なお、2. 変更内訳総括表でご説明申し上げましたが、「26 号、青木第 23 生産緑地」の廃止する一部を黄色で色塗りしており、

	<p>また、次ページに現況の写真を掲載してございます。</p> <p>4. スケジュールについてご説明させていただきます。令和6年5月10日に当該都市計画変更に係る事前協議を千葉県に対して行い、6月7日付けで異議無い旨の回答をいただきました。その後、都市計画の案の縦覧を7月3日から7月18日まで実施したところ、意見書の提出はございませんでした。今後は、本日の都市計画審議会において了承いただいた場合、速やかに千葉県へ法定協議を行い、9月下旬頃に決定告示を行いたいと考えております。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長 (山田会長)	説明が終わりました。質疑又はご意見ございますか。
猪瀬委員	はい、議長。
議長 (山田会長)	猪瀬委員。
猪瀬委員	あっせんも不調に終わり、生産緑地の行為制限が解除されたということではありますが、今後、地権者が市街化区域内の用途に合わせて開発行為を行う事が可能なのか教えていただきたい。
事務局 (山田係長)	はい、議長。
議長 (山田会長)	山田係長。
事務局 (山田係長)	<p>都市政策課の山田です。よろしく申し上げます。</p> <p>当該地区につきましては、行為制限が外れており、その後に都市計画決定の変更をいたしますが、既に行為制限が解除されておりますので、建築や宅地開発を行うにあたっての農地転用が可能になっております。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>議長 (山田会長)</p>	<p>他にございますか。</p>
	<p>(意見等なし)</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>質疑もないようでございますので、議案第3号につきましては、「異議なし」として答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>挙手全員でございますので、異議なしと答申することに決しました。答申書の文面等につきましては、会長の私に一任いただく形でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして、「議案第4号 富津都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地への移行について」を議題といたします。議案についての説明を求めます。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>牧野都市政策課長。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>それでは、議案第4号「富津都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地への移行について」ご説明させていただきます。 先程ご審議いただきました「議案第3号 富津都市計画生産緑地地区の変更」において、生産緑地制度の概要をご説明させていただきましたが、この諮問内容にあります「特定生産緑地制度」につきましては、平成29年の生産緑地法の改正により新設された制度でございますので概要を国土交通省の資料を使ってご説明申し上げます。資料1をご覧ください。</p>

生産緑地法の改正により、生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できるようになりました。この指定が行われた場合、買取申出ができる時期は、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過した日から、10年延長されることとなり、また、更に10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができるようになりました。しかし、この特定生産緑地の指定につきましては、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過する日より前に指定の公示を行わなければなりません。

本市においては、生産緑地地区の約9割が平成4年11月24日に指定していたことから、令和元年頃から所有者等の意向確認等を実施し、令和4年2月の都市計画審議会において特定生産緑地の指定に係る諮問を行い、令和4年11月24日にその指定を行ったところです。そして今回、残りの令和7年3月31日が申出基準日となる生産緑地地区に対して特定生産緑地への指定を行うものであります。

それでは、諮問内容をご説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。

現在、市内には、52地区、約12.31ヘクタールの生産緑地が指定されておりますが、この度、地区番号「57」「58」「59」の3地区、約0.59ヘクタールが、令和7年3月31日に指定から30年経過となる申出基準日を迎えます。そのため、昨年度から当該地区に係る生産緑地所有者に対して特定生産緑地への意向確認を行ったところ、「57」及び「59」が特定生産緑地への移行を希望し、特定生産緑地の指定申請書及び利害関係人等の同意書が提出されたことから、当該「57」及び「59」を特定生産緑地に指定しようとするものであります。なお、「58」については特定生産緑地への移行希望がありませんでした。

資料3-1は当該3地区の位置図であります。資料3-2につきましては、それぞれの地区の現況の写真や主な栽培内容を記載しております。

耕作等の状況確認につきましては、毎年、当課職員が農業委員会事務局の協力のもと現地確認を行っておりますが、「57」は主にトマトのハウス栽培、「58」は耕作準備のための除草等を行っており、「59」は主にナスやキュウリ等の路地栽培を行っており

<p>議長 (山田会長)</p>	<p>ます。</p> <p>なお、この特定生産緑地制度につきましては、買取申出期限の延伸を行うものであり、都市計画上の制限について変更するものではないため、都市計画決定ではありませんが、都市計画の決定に準じた効力を発生させるものであることから、生産緑地法第12条の2第3項の規定により都市計画審議会において意見を聞かなければならないとなっておりますので、本日、ご意見等を伺うものでございます。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。質疑又はご意見ございますか。</p> <p>(意見等なし)</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>質疑もないようでございますので、議案第4号につきましては、「異議なし」として答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>挙手全員でございますので、異議なしと答申することに決しました。答申書の文面等につきましては、会長の私に一任いただく形でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、「議案第5号 富津館山線4車線化に伴う都市計画決定等の進捗等について」を議題といたします。</p> <p>この議案につきましては、千葉県による都市計画決定に際し、市に対して意見を求められているものであります。本日、説明補助として千葉県県土整備部の皆様にお越しいただいておりますので、入室を許可いたします。</p>

<p>議長 (山田会長)</p>	<p>(県土整備整備部職員 入室)</p> <p>それでは、議案についての説明を求めます。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>牧野都市政策課長。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>それでは、議案第5号「富津館山線4車線化に伴う都市計画決定等の進捗等について」報告いたします。</p> <p>資料に沿って説明させていただきます。まず、一般国道127号富津館山道路の都市計画案につきましては、千葉県によって進められており、この度、千葉県から都市計画の案が示され、本市に対して意見を求められているものでございます。本市といたしましては、一日も早く事業化を進めていただきたいと考え、案のとおり進めていただきたいと考えておりますが、意見の提出にあたりまして、都市計画等の見地から皆様方のご意見等を求めるものでございます。</p> <p>それでは、資料の1ページをお開きください。</p> <p>現在手続きを進めている都市計画の概要について説明いたします。対象路線は、「富津館山道路」と「深名真倉線」でございます。この路線につきましては、富津市、鋸南町、南房総市、館山市を通過しておりますが、都市計画区域が定められているのは富津市と館山市でございます。概要は、既存の都市計画道路がある館山市の都市計画道路を富津館山道路の富津竹岡ICまで続く形で都市計画決定を行っております。具体的には、資料右側の黒線の既存の館山都市計画道路に続く形で、富浦インターチェンジまでを深名真倉線とし、富浦インターチェンジから富津竹岡インターチェンジまでを富津館山道路として都市計画決定をするものです。二つの都市計画道路については、現在供用されている2車線と、今後、整備を予定している増設の2車線を含めた4車線道路として都市計画決定するものです。富津館山道路の4車線化</p>

は、現状事業化されておらず、深名真倉線については、国土交通省により、国道 127 号の 4 車線化事業が事業化されているところでございます。

資料の 2 ページをご覧ください。

最初に、富津館山道路の事業概要をご説明いたします。路線名は一般国道 127 号富津館山道路でございます。区間は、富浦インターチェンジを起点とし、富津竹岡インターチェンジを終点としており、延長は約 19.2 キロメートルです。緑色の線は、現在供用している館山道と富津館山道路です。赤い点線は、新たに整備を予定している 2 車線の増設をイメージしており、供用中の道路より山側を基本とした計画であります。4 車線化整備の目的でございますが、「安全で円滑な交通の確保」や「観光振興」、「地域活性化」、「防災力の強化」でございます。周辺道路の整備状況といたしましては、平成 16 年に富津館山道路が富浦インターチェンジまでが供用、富津館山道路に続く館山自動車道については令和 2 年 3 月に全線が 4 車線化整備されたところであります。

資料の 3 ページをお開きください。

次に、富津館山道路のルート及び構造についてご説明いたします。ルートは、先程の説明のとおり、山側を基本として計画しております。富津館山道路は既に暫定 2 車線で供用されている道路に沿った計画となっております。下の縦断図のイメージのとおり、盛土や切土に加え、橋梁、トンネルといった構造物が必要となります。増設箇所の道路構造については、供用されているルートに沿った計画であることから、既存の道路と同様の構造となっております。

資料の 4 ページをご覧ください。

こちらは、標準断面図となります。上段は盛土部、下段は切土部の標準的な断面でございます。左側に路肩、右側に路肩又は中央分離帯とし、片側 2 車線の 4 車線道路を基本として計画しております。また、各幅員については、道路構造令などに基いております。なお、自動車専用道路となるため、歩道や自転車道は設けません。

資料の 5 ページをお開きください。

都市計画道路「富津館山道路」の位置、規模、車線数などについては、表に記載のとおりでございます。

資料の 6 ページをご覧ください。

富津館山道路の都市計画決定区域の考え方について説明させていただきます。都市計画決定の幅でございますが、図のとおり、車道や路肩、施設帯など、道路として供用される部分を基本とし、道路法面やトンネルの躯体などといったものは含めない最小限の幅での計画としております。なお、道路法面等は含まないため、都市計画決定幅は、用地買収の幅と異なります。詳細な構造や具体的な用地買収範囲につきましては、今後の事業化後の詳細な測量や設計後に決定することとなります。

資料の 7 ページをご覧ください。

こちらは、実際の計画書となります。都市計画道路「富津館山道路」の全体の規模としては約 20.2 キロメートルで、幅員や構造形式などの違いにより、複数の区域に分かれて記載されております。

資料の 8 ページをご覧ください。

こちらの図は、都市計画決定する富津館山道路の全体平面図です。本日は、トンネル部、橋梁部、土工部の各 1 箇所について抜粋し、説明させていただきます。

資料の 9 ページをお開きください。

こちらの図は、富津市の金谷第一トンネル付近を抜粋したもので、トンネル部の事例でございます。計画図の見方は、上方向が富津方面、下方向が館山方面で図面下側上り線が既設、上側下り線を整備予定であります。赤く着色されている箇所が都市計画区域となる予定でございます。トンネル部は、計画図のとおりトンネルとトンネルの間は都市計画決定区域外となっております。横断図については、左側が既設で上り車線となり、右側が今後整備予定の道路で下り車線となっております。

資料の 10 ページをご覧ください。

こちらの図は、鋸南町の鋸南保田 IC 付近を抜粋したもので、橋梁部の事例でございます。計画図の見方は、先程と同様でございます。こちらも、赤く着色されている箇所が都市計画決定区域であり、トンネル部と同様に、橋梁と橋梁の間は都市計画決定区域外となっております。横断図については、先程同様、左側が既設で右側が増設予定でございます。

資料の 11 ページをお開きください。

こちらの図は、南房総市の富浦インターチェンジ付近を抜粋したもので、土工部の事例でございます。計画図の見方は、先程と同様でございます。土工部については、上り線と下り線の中央部に中央帯が設けられることから、中央帯も含めて都市計画区域となっております。横断図については、こちらも左側が既設で、右側が増設予定となっております。

資料の12ページをご覧ください。

館山市域と南房総市域で都市計画決定する「深名真倉線」の概要について説明いたします。都市計画道路「深名真倉線」につきましては、既に都市計画決定されている館山都市計画道路「川名真倉線」の起点部を館山市境から南房総市富浦町深名の富浦インターチェンジに変更し、名称を「深名真倉線」に変更するものがあります。赤い実線の箇所については、館山市内の既存の線形を変更し、都市計画変更するものであります。赤い点線の箇所につきましては、館山市境から富浦インターチェンジまでの区間を追加して都市計画決定し、富津館山道路に接続するものです。

資料の13ページをお開きください。

最後に、今後の手続きについて説明させていただきます。富津館山道路の4車線化につきましては、事業化に先立ち都市計画決定と環境アセスメント評価の手続きを同時に行っております。左側のフロー図が都市計画手続きの流れで、右側が環境アセスメントの手続きの流れでございます。手続きにつきましては、令和3年7月から着手しており、これまでに都市計画の案の縦覧が完了したところです。右側の環境アセスメントの手続きにつきましては、配慮書・方法書・準備書の手続きが完了し、評価書が作成されているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長
(山田会長)

説明が終わりました。質疑又はご意見ございますか。

猪瀬委員

はい、議長。

議長 (山田会長)	猪瀬委員。
猪瀬委員	<p>都市計画の範囲につきましては、特段懸案は無いのですが、道路設計について一部お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>この館山線について、時折、猪等との衝突事故や目撃情報が入ってくるのですが、今回の計画において、何かしら対策を考えているのかどうか教えていただきたいと思います。</p>
河原班長	はい、議長。
議長 (山田会長)	河原班長。
河原班長	<p>千葉県道路計画課の河原です。よろしくお願いたします。</p> <p>ご質問いただきました件でございますが、資料の 13 ページで説明がありましたように、現在、都市計画の手続きに並行して環境アセスメントの手続きを進めているところでございます。</p> <p>こちら右側の環境アセスメントのフローの中の準備書というところまで手続きが進んでおりまして、この準備書において、有害鳥獣のみならず動物への環境負荷の低減という観点から、高速道路にボックスカルバート、あるいは誘導柵を設置するなど、動物の移動経路の確保を行うことを記載しております。</p> <p>なお、一般論でございますが、現在富津館山道路を管理している NEXCO 東日本では、委員がおっしゃるようなロードキル対策としてフェンスを設置するなどの一般的な対策も行っていると同っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (山田会長)	他にございますか。
議長	(意見等無し)
議長	質疑もないようでございますので、議案第 5 号につきまして

<p>(山田会長)</p>	<p>は、「異議なし」として答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でございますので、異議なしと答申することに決しました。答申書の文面等につきましては、会長の私に一任いただく形でよろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、千葉県県土整備部の皆様が退室されます。ありがとうございました。</p>
<p>議長 (山田会長)</p>	<p>(県土整備整備部職員 退室)</p> <p>以上で、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>慎重なる審議、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の職を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>山田会長、円滑な進行、ありがとうございました。</p> <p><次第4 その他></p>
<p>事務局 (山田係長)</p>	<p>最後に、次第4のその他といたしまして、事務局から1点報告させていただきます。</p>
<p>事務局 (牧野課長)</p>	<p>事務局から、現在における都市計画区域マスタープランの定期見直しについて、ご報告いたします。</p> <p>今回、定期見直しを行う「都市計画区域マスタープラン」、区域マスタープランと省略いたしますが、こちらにつきましては、千葉県が策定するもので、富津市が定める「市の都市計画マスタープラン」の上位計画にあたります。区域マスタープランについ</p>

<p>事務局 (山田係長)</p> <p>事務局 (山田係長)</p>	<p>ては、10年に一度、定期的に見直しを県全体で実施することとなっており、令和7年度がその10年の節目になります。</p> <p>また、この区域マスタープランは、都市計画区域ごとに策定しており、本市においては、平成27年度に「富津都市計画区域」及び「大佐和都市計画区域」について策定しております。</p> <p>今年度、これらの区域マスタープランにつきまして、掲載している事業の見直しなどを千葉県の見直し方針に則り協議しております。</p> <p>なお、冒頭で申し上げたとおり、この区域マスタープランは千葉県が策定するものでありますので、市は、「案の申し出」という形式で県へ原案を提出する予定でございます。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、まだ県と調整中ですが、住民説明会又はパブリックコメントの実施を想定し、その後の都市計画の案の概要などは縦覧等を実施する予定であります。</p> <p>また、市といたしましても、千葉県と調整しながら当審議会において事前説明等の機会を設けたいと考えておりますので、詳細が決まりましたらご連絡させていただきます。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p> <p>その他、全体を通して何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回富津市都市計画審議会を終了いたします。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 令和6年8月7日 午後2時53分</p>
---	--